

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 12 号）が平成 26 年 4 月 1 日に公布され、同年 4 月 7 日から施行されることとなっている。

また、これに併せて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱を改正し、独立行政法人環境再生保全機構が交付を行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）を活用した助成金の助成額について、所要の見直しが図られることとなっている。

については、下記について御了知の上、貴管内のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の保管事業者等に周知しつつ、指導及び助言を行う際の参考とされたい。

記

第 1 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令について

1 改正の趣旨

PCB 廃棄物の処理方式を化学処理とする場合、その処理費用が通常の廃棄物と比べ相当高額にならざるを得ない上に、中小企業者及び同規模の事業者の処理費用負担能力が小さいことから、PCB 廃棄物の早期かつ適正な処理を実現するために、基金を創設し、処理費用の負担軽減をすることとなった。これを受けて、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（以下「省令」という。）第 21 条第 1 号において、中小企業者又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人が保管する一定の PCB 廃棄物の処理に要する費用については、基金を活用した助成金の交付対象とすることとした。今般、当該助成金の交付対象と

されなかった法人について、P C B廃棄物を保管している事業者がいることから、本号を改正することとした。

また、省令第 21 条第 2 号において、中小企業者が解散又は事業の廃止により中小企業支援法第 2 条第 1 項各号の規定に該当しなくなった後等に個人が保管することとなった P C B廃棄物の処理に要する費用は、基金を活用した助成金の交付対象とされていたが、当該助成金の交付対象とされなかった場合であっても、処理費用負担能力の小さい個人が保管している場合があることから、本号を改正することとした。

2 改正の内容

基金を活用した助成金の交付対象とされていなかった、常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人が保管している P C B廃棄物の処理に要する費用について、交付の対象とする。

3 施行日

平成26年 4 月 7 日

第 2 助成金の交付額について

1 改正の趣旨

P C B廃棄物は保管から数十年が経過している場合が多く、長い場合には40年を超える場合もある。このため、保管事業者が破産するなどにより、処理費用負担能力が著しく低下している場合がある。また、事業の廃止等により保管事業者の関係者等である個人が P C B廃棄物を保管している場合があるが、一般に、個人は事業を営んでいないため、処理費用負担能力が著しく低いと考えられる。

以上を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構による基金を活用した助成金の交付について、その交付額の見直しを行うこととした。

2 改正の内容

基金を活用した助成の対象となるすべての P C B廃棄物の処理について、基金から処分費用の100分の26に相当する額（なお、国の P C B廃棄物処理施設整備費補助分を加えると、処理費用の100分の70に相当する額となる。）を交付していたが、個人（個人で事業を営んでいる者は除く。）又は清算中、特別清算中若しくは破産手続き中の法人については、100分の51に相当する額（国の P C B廃棄物処理施設整備費補助分を加えると、処理費用の100分の95に相当する額となる。）を交付することとする。

3 施行日

平成26年 4 月 7 日